

令和 7 年 4 月 18 日

課 名 商工労働局雇用労働政策課

担当者 課長 倉田

内 線 3423

奨学金返済支援制度の拡充について

1 要旨・目的

- 県内企業における人材の募集・採用・定着を支援するため、従業員の奨学金返済を支援する中小企業等に対する県の補助制度の拡充を行い、公募を開始した。

2 現状・背景

- 県内の若者人口の減少と県内企業の若手人材の確保難が課題となっている中、従業員に対する奨学金を返済する制度を設ける企業の増加を図ることにより、県内企業における人材の採用と定着、ひいては若年者の県内就職に効果が期待できる。
- より多くの企業に対して導入に向けたきっかけとなるよう、令和 7 年度から、補助率を大幅に引き上げるとともに、補助上限額を撤廃するなどの制度の見直しを行った。

3 概要

区分	内容
名 称	Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金
補助対象企業	県内に本社、本店を置く中小企業等
支援対象従業員	各年 3 月 1 日以降に採用した県内事業所勤務の従業員
補助対象期間	最長 3 か年度 〔 令和 7 年度交付決定分の場合、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで 〕
補 助 率	・一般企業 従業員への給付額の 2 / 3 以内 ・人的資本経営指標を開示している企業 同 3 / 4 以内
スケジュール	公募期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 27 日 ※令和 7 年 7 月 31 日までに申請があったものについては、令和 7 年 4 月 1 日から交付決定日までの給付も補助対象となる。
そ の 他	日本学生支援機構への代理返還を行う場合も補助対象

4 予算（単県）

34,377 千円（債務負担行為 40,492 千円）

5 成果目標

奨学金返済支援導入企業における支援対象者：210 人

6 関連ホームページ

▼令和 7 年度 Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金のご案内

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shogakukin-hensai-shien-hojokin.html>

▼従業員に対する奨学金返済支援制度導入企業（広島県奨学金返済支援制度導入企業データベース登録企業）一覧

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shsk-list.html>

Go！ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金

企業イメージや従業員のモチベーション
向上に期待ができます。

若年者の採用力の強化、従業員
の定着、人材確保に繋がります。

奨学金^{返済支援}企業をサポート！

**奨学金返済支援で
若手人材を確保！**

令和7年度
全面
リニューアル!!

補助率を**引き上げ**ました!!

補助上限額を
撤廃しました!!

※補助対象経費は当初の計画の
返済月額・年額の範囲内

手厚い支援と人的資本経営に取り組むことで選ばれる企業に！

学生の**2人に1人**は
奨学金を受給している
時代！



人的資本経営とは、人材を「**資本**」として捉え、
人材への投資などを通じて、その価値を最大限に
引き出すことで、中長期的な企業価値の向上を
目指す経営のあり方です。



広島県は従業員に対する返済支援を行う中小企業等を支援します。

一般企業枠

補助率

$\frac{2}{3}$
以内

最長で3か年度

人的資本開示企業枠

※広島県人的資本開示ツールを用いて
作成した開示レポートをホームページで
一般公開している企業

補助率

$\frac{3}{4}$
以内

最長で3か年度



※補助要件や公募要領など詳細は県HPを
ご確認ください。



奨学金利用者の平均は借入総額310万円、返済月額1.5万円、返済期間14.5年（※）という調査結果もあるなど、経済的・心理的に大きな負担となっています。企業が返済の一部を支援することで経済的負担軽減し、また安心して仕事に専念する環境を整えることで、企業の持続的成長を担う人材の確保や育成への投資につながります。

（※ 出典：令和4年労働者福祉中央協議会調査結果）

Go! ひろしま

奨学金返済支援制度導入企業応援補助金



1. 補助金の概要

県内に本店・本社を置く中小企業等が、県内に勤務する採用1年目までの従業員を対象とした奨学金返済支援制度を有し、その制度に基づいて支払った手当等に対して、県がその一部を最長3か年度にわたり補助します。

- ・ 補助率 **2/3以内** 【一般企業枠】 （※補助対象経費は当初の計画の返済月額・年額の範囲となります。）
3/4以内 【人的資本開示企業枠】
- ・ 上限額 なし

2. 補助対象となる従業員の要件

- ①雇用期間の定めのない従業員であること又は雇用期間の定めのない従業員として、採用予定であること。
- ②県内の事業所に勤務していること。
- ③前会計年度の3月1日以降に採用され、採用1年を経過していないこと。
- ④本人が奨学金等返済の義務を負っていること。 など



3. 人的資本開示企業枠で申請するための条件

- ①申請日において、「広島県人的資本経営研究会」の会員であること。
 - ②研究会が提供する「広島県人的資本開示ツール」を使用して作成し、研究会事務局の事前確認を経た上で提出していること。
 - ③申請日において、ツールを用いて作成した開示レポートを自社ホームページや広島県ホームページにおいて公開していること。
- ※人的資本開示企業枠で補助申請をご検討される場合は、入会から開示レポート公開まで時間がかかることがありますので、お早めに人的資本経営促進課までご相談ください。
- 【人的資本経営促進課 人的資本グループ】
電話：082-513-3340 FAX:082-222-5521

4. 日本学生支援機構「代理返還」も補助対象

「奨学金返還支援（代理返還）」とは、日本学生支援機構（以下、機構）の貸与奨学金を受けていた従業員に対し、企業等が返還額の一部または全部を機構に直接送金する制度です。

（※「企業等の返還支援（代理返還）システム（スカラKI）」の登録が必要になります。）

【企業メリット】

- ・法人税が給与として損金算入できるほか、「賃上げ促進税制」の対象になり得ます。

【従業員メリット】

支援を受けた額について、

- ・所得税が非課税となり得ます。
- ・原則として、社会保険料の標準報酬月額の算定のもととなる報酬に含まれません。詳しくは機構にお問い合わせください。

【日本学生支援機構奨学事業戦略部 奨学事業総務課 電話：03-6743-6029】



お問い合わせ先



商工労働局雇用労働政策課

電話：082-513-3424

ホームページ: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shogakukin-hensai-shien-hojokin.html>

広島県 奨学金 応援

検索

